附則第十五条の八の見出しを「（市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税の減額）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「である貸家住宅」の下に「（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項において同じ。）」を、「（区分所有に係る貸家住宅」の下に「（区分所有に係る家屋である貸家住宅をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

附則第十五条の九第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「（区分所有に係る耐震基準適合住宅」の下に「（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項、第五項、第九項及び第十項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「（区分所有に係る特定耐震基準適合住宅」の下に「（区分所有に係る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の十一中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条の規定の適用を受ける家屋について第七百二条の四の二の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「都市計画税額（附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この条において同じ。）の」とする。

附則第十五条の十一を附則第十五条の十二とし、附則第十五条の十の次に次の一条を加える。

（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額）

第十五条の十一　市町村は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）第二条第十七号に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに該当する家屋のうち、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事（高齢者移動等円滑化法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第十七条第三項第一号に掲げる高齢者移動等円滑化法第二条第十八号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該利便性等向上改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額（当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一に相当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

2　前項の規定は、改修実演芸術公演施設に係る固定資産税又は都市計画税の納税義務者から、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該改修実演芸術公演施設につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る改修実演芸術公演施設につき第一項の規定を適用することができる。

附則第十六条中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同条第四号中「によつて」を「により」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成二十七年度で」を「平成三十年度で」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に、「平成二十八年度で」を「平成三十一年度又は平成三十二年度で」に、「平成二十七年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十八年改正前の地方税法」という。）」及び「とし、当該年度が平成二十九年度である場合であつて、当該土地が平成二十八年度分の固定資産税について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十九年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同号ロの表(2)中「平成二十七年度で」を「平成三十年度で」に、「平成二十七年改正前の地方税法」を「平成三十年改正前の地方税法」に、「平成二十八年度で」を「平成三十一年度又は平成三十二年度で」に、「平成二十七年度分」を「当該年度の前年度分」に改め、「平成二十八年改正前の地方税法」及び「とし、当該年度が平成二十九年度である場合であつて、当該土地が平成二十八年度分の固定資産税について平成二十九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額」を削り、同条第八号中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十一年度又は平成三十二年度まで」に、「平成二十八年度又は平成二十九年度」を「平成三十一年度又は平成三十二年度」に、「によつて」を「により」に改める。

附則第十七条の二の見出しを「（平成三十一年度又は平成三十二年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「によつて」を「により」に、「土地が次の表」を「土地が同表」に改め、同項の表の第一号の上欄中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改め、同号の中欄中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成三十年度分」を「平成三十二年度」に改め、同号の下欄中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十七年度の土地」を「平成三十年度の土地」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同号の下欄中「平成二十七年度の土地」を「平成三十年度の土地」に、「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度の土地」を「平成三十一年度の土地」に改め、同表の第三号中「平成二十七年度の土地」を「平成三十年度の土地」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改め、同号の下欄中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改め、同号の中欄中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同号の下欄中「平成二十七年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十八年度に」を「平成三十一年度に」に、「平成二十八年度の土地」を「平成三十一年度の土地」に、「平成三十一年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「平成三十一年度分」に改め、同表の第六号の上欄中「平成二十九年度に」を「平成三十二年度に」に、「平成二十九年度の土地」を「平成三十二年度の土地」に改め、同号の中欄中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同号の下欄中「平成二十九年度の土地」を「平成三十二年度の土地」に、「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第二項中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十八年度適用土地」を「平成三十一年度適用土地」に、「平成二十八年度類似適用土地」を「平成三十一年度類似適用土地」に、「平成二十九年度分」を「平成三十二年度分」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成二十八年度分」を「平成三十一年度分」